

～消費者注意情報～

大手携帯電話会社を名乗る 携帯電話補償サービスの勧誘にご注意ください

(令和4年5月30日)

相談事例

数年前から契約中の携帯電話会社を名乗る電話があり、スマートフォンの不具合に対応するお得な『補償サービスプラン』を勧誘された。自分の機種は手続き不要で契約できると言われ、氏名と生年月日を答えた。折り返しの内容確認の電話で、携帯電話会社ではなく、無関係の会社だったことがわかった。 (50歳代 女性)

ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス**★ 大手携帯電話会社等を装う、別の会社からの勧誘が増えています！**

- ・ 大手携帯電話会社等が提供する修理や交換などの補償サービスは、原則としてスマートフォンの購入時に申し込みが必要です。購入から相当日数が経過してから勧誘される補償サービスの多くは、大手携帯電話会社等とは関係のない会社からのものです。
- ・ こうした相談の中には、「何の補償なのか説明がなかった」、「他より安いと勧められたが利用する機会がない」等の苦情が多く見受けられます。契約するときは、相手先やサービスの内容をよく確認して、慎重に対応しましょう。

★ 電話や訪問による契約は、クーリング・オフが可能です！再勧誘は禁止されています！

- ・ 電話勧誘や訪問による勧誘で契約した場合は、契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、クーリング・オフが可能です。
- ・ 特定商取引法では、再勧誘を禁止しています。たとえば、「いりません」と断われれば、事業者は勧誘を続けたり、再度の来訪や電話で勧誘したりすることが禁止されています。

★ 困ったときは消費生活センターに相談しましょう！

不要な契約はきっぱりと断りましょう。困ったときは一人で悩まず、消費生活センターに相談しましょう。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口に相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。
<https://www.shouhisekatsu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。